

一般社団法人ソーシャル・アーティスト・ネットワーク定款

平成24年4月5日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ソーシャル・アーティスト・ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、芸術のもつ普遍的な力によって、人種、年齢、性別等を越えて、お互いに理解を深め、尊重し、豊かな人間性涵養の基盤となる地域社会の構築及び発展に寄与し（以下、芸術のこのような社会的ミッションを、ソーシャル・アートとする。）、また、ソーシャル・アートの実践によって、芸術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. ソーシャル・アートを通じた地域コミュニティ活動支援のための事業
2. 参加体験型芸術活動による地域活性化事業
3. 地域コミュニティにおける参加体験型芸術教育
4. ソーシャル・アートを、自己のミッションと捉え、積極的に地域コミュニティの発展に貢献することができる芸術家（ソーシャル・アーティスト）の育成事業
5. 芸術に触れる機会に恵まれない人達に対し、芸術を鑑賞し、体験する機会を提供する事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

② 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

(経費の負担等)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

② 賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める賛助会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 2 総正会員が同意したとき
- 3 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- ② 前項の総会をもって、法上の社員総会とする。

(权限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任及び解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終結から3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

② 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 会員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 その他法令で定められた事項

③ 理事又は監事を選任する議案を決議する際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 議事録作成者並びに代表理事及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上10名以内
 - 2 監事 1名以上5名以内
- ② 理事のうち1名を代表理事とする。
- ③ 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- ② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

④ 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 6 財産目録

② 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1 監査報告
- 2 理事及び監事の名簿

- 3 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剩余金の不配当)

第34条 この法人は、剩余金の分配はしないものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

② この法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。